

富士山には世界自然遺産の価値がないのか

こやま まさと*
小山 真人*

Key Word

富士山, 火山, 世界遺産, 自然遺産, 保護, 保全, ジオパーク

▼1 はじめに

2013年6月、富士山が世界文化遺産となった。正式名称は「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」で、25の資産から構成される。その多くは神社、遺跡、登山道などの人工物であり、信仰の対象となった溶岩樹型や、多くの巡礼者が訪れた湖沼・滝などの自然の造形も含むが、あくまで文化遺産としての指定である。富士山の巨大で美しい火山の形容は世界中に知られ、国立公園や国の特別名勝にも指定されており、多くの貴重な自然が残っているように見える。なぜ富士山は世界自然遺産にならなかったのだろうか？

富士山は、かつて世界自然遺産の登録を目指していた。世界遺産条約が日本で批准された1992年頃から富士山を世界遺産にすべきとの声が高まり、自然遺産への推薦の請願が1994年の国会で採択されるに至った。しかし、推薦は実現せず、2003年以降は一転して文化遺産登録をめざす活動が始まった。

世界自然遺産が実現しなかったからと言って、富士山の自然の価値や保護・管理の必要性が無くなったわけではない。しかしながら、文化遺産への方向転換に従い、さまざまな書物やネット上において、富士山の自然の価値を不当に貶める記述が多数見られるようになった。

しかも、それらの記述は、富士山が世界自然遺産として推薦されなかった経緯や理由を正しく把握せずに書かれている。こうした現状は、富士山の自然を研究する者として看過するに堪えない。一方で、富士山が「落選」した当時の議論の中で、自然遺産の「完全性」の理解が必ずしも十分でなかったとおぼしき面もある。

本論では、富士山の世界遺産登録運動が当初の自然遺産から文化遺産に転換するきっかけとなった2003年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」の資料、ならび世界遺産の登録基準を述べた「世界遺産条約履行のための作業指針」に立ち返り、富士山が最終候補から「落選」した経緯を整理・再評価することを通じて、自然遺産としての富士山の価値についての名誉回復を図り、今後の方向性についての提案もしたいと考える。

▼2 自然遺産候補「落選」の経緯

ユネスコで「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」が成立したのは1972年であるが（条約発効は1975年）、日本の国会でそれが批准されたのは1992年である（表1）。その後、民間団体が中心となった署名活動が始まり、富士山を世界自然遺産に推薦すべきとの請願が民間団体「富士山を考える会」から出され、1994年の国会で採択されるに至った⁽¹⁾。

しかしながら、1995年に開催された「富士山国際フォーラム」において、招待されたユネスコ関係者が富士山の保護・管理の問題を指摘したため、世界遺産候補地への政府推薦が見送られたとされている⁽²⁾。その際に、ユネスコ関係者は富士山の文化的景観の価値についても言及している⁽¹⁾。こうした指摘を受け、1998年に山梨県と静岡県が「富士山憲章」を制定し、富士山を国民の財産、世界に誇る日本のシンボルとして後世に引き継いでいく決意を表明した。

しかし、複雑な利害関係が絡む富士山の保護・管理の問題は急速には改善されなかった。2000年に

*静岡大学 防災総合センター 教授・副センター長

文化財保護審議会世界遺産条約特別委員会が、5～10年以内に世界遺産に登録予定の推薦候補物件を記載した「暫定リスト」への追加物件を検討した。その際に富士山は含められなかったが、付帯意見として、今後の調査研究や保護措置などの状況によって将来的に追加検討が必要と考えられる例として富士山が挙げられ、その文化遺産候補としての価値が言及された⁽²⁾。

1992年	「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」が国会で批准
1994年	富士山を世界自然遺産に推薦すべきとの請願が国会で採択
1995年	「富士山国際フォーラム」でユネスコ関係者が富士山の保護・管理の問題と文化価値に言及
1998年	山梨県と静岡県が富士山憲章の制定
2000年	文化財保護審議会が富士山の文化遺産としての価値に言及
2003年	環境省・林野庁の「世界自然遺産候補地に関する検討会」が向こう5年間に世界自然遺産として推薦できる可能性の高い3地域を選定(知床・小笠原諸島・琉球諸島)。富士山はその前段階の詳細検討19地域に入りながらも「落選」
2005年	富士山の文化遺産指定をめざす県・民間の動きが本格化
2013年	富士山が世界文化遺産リストに登録

表1 富士山が世界文化遺産に登録されるまでの主な経緯。

その後、2003年に環境省と林野庁が共同設置した「世界自然遺産候補地に関する検討会」(以下、2003年検討会)は、自然環境の観点から価値の高い地域(すでに一定の要件を満たした保護地域942箇所、重要な生態系地域2091箇所、代表的な地形・地質を有する地域約15,000箇所)を検討対象とし、その中から向こう5年程度の間世界自然遺産として推薦できる候補地を選定する作業をおこなった⁽³⁾。この点は、検討会の設置趣旨の中に「我が国が世界遺産条約を締結後、我が国最初の世界自然遺産として屋久島及び白神山地が登録されてから10年が経過し、この間、世界遺産に対する国民の関心は一層の高まりを見せています。また、現在、世界遺産委員会においては、各国が世界自然遺産の推薦を行う場合、暫定リストの事前提出が義務化される方向で検討がなされているところです。このような状況を踏まえ、我が国国内に今後5年程度の間新たに世界自然遺産として推薦できる地域があるかどうかを学術的見地から検討するため、環境省と林野庁が共同で学識経験者からなる検討会を設置します。」(下線は筆者)と明記されていることからわかる⁽⁴⁾。

2003年検討会での議論と絞りこみ作業の結果、

世界自然遺産候補地として詳細検討の対象に選定されたのは、富士山を含む19地域であった(表2)。しかしながら、1国からの推薦件数が自然・文化・複合遺産を合わせて2件に制限されようとしていた2003年時点で、国内に19もの自然遺産候補が乱立するのは好ましくなかったため、さらなる絞り込みの作業が同検討会に課せられた。

これによって、19地域を対象にさらなる絞り込みがおこなわれた結果、知床・小笠原諸島・琉球諸島の3地域が「世界遺産の登録基準に合致する可能性が高い地域」として選定され、富士山を含む他の16候補地域は「落選」することとなった。最終

1)	利尻・礼文・サロベツ原野
2)★	知床→2005年世界自然遺産
3)	大雪山
4)	阿寒・屈斜路・摩周
5)	日高山脈→2008年日本ジオパーク(アポイ岳)
6)	早池峰山
7)	飯豊・朝日連峰
8)	奥利根・奥只見・奥日光
9)	北アルプス
10)	富士山→2013年世界文化遺産
11)	南アルプス→2008年日本ジオパーク(長野県部分)・2014年ユネスコエコパーク
12)	祖母山・傾山・大崩山、九州中央山地と周辺山地→2012年ユネスコエコパーク(綾)
13)	阿蘇山→2009年日本ジオパーク(世界ジオパークに推薦中)
14)	霧島山→2010年日本ジオパーク
15)	伊豆七島→2010年日本ジオパーク(伊豆大島)
16)★	小笠原諸島→2011年世界自然遺産
17)★	琉球諸島
18)	三陸海岸→2013年日本ジオパーク
19)	山陰海岸→2010年世界ジオパーク

表2 2003年検討会において詳細検討対象として選定された19地域⁽³⁾(★は最終的に選定された3地域)。その後を受けたユネスコ関連の認定も→の後に記した(カッコ内は部分的に指定を受けた場所)。

候補が3地域となった理由は、検討会事務局が、「1年1カ所ということになりますと、5年間では最大5カ所、文化遺産の推薦も合わせますと、あまりたくさんは難しい。文化遺産、自然遺産交互に毎年推薦したとしても(5年間では)2件とか3件ということになるのではないかと発言したのを受けて、座長も「努力目標としては3件、あるいはプラスアルファぐらいに絞り込んでいただくようにご協力をお願いしたいと思います」と要望したためである(同検討会第4回議事録)。

以上の経緯からわかるように、2003年検討会は、富士山の自然遺産としての大きな価値を認めながらも、向こう5年以内の登録には不利な点がいくつかあると判断したのである。決して最終候補以外の地域が未来永劫その価値を否定されたわけではないし、最終候補に残れなかった16地点から次の候補が選ばれる流れもできていた。その証拠に、2003年検討会の検討結果⁽⁵⁾には、「現段階で登録基準への合致が証明できなくても、現在持つ価値を減じて完全性が失われないように、むしろその完全性を高めるように、保全・管理の努力も継続すべきである。そうした継続的努力により、将来新たな知見や情報が得られ、登録基準や完全性の条件への適合可能性が出てきた場合には、世界自然遺産候補地としての検討をあらためて行うべきである。」(下線は筆者)と書かれている。また、2012年度に設置された「新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」も、「新たな世界自然候補地を検討する場合の考え方」として、「今度、知見や情報の更なる収集・分析・検討を継続するにあたっては、この詳細検討対象地域を中心に、既存の自然遺産登録地域の拡張も視野に入れて作業を進めることが妥当である」と述べ、2003年検討会が選んだ19の詳細検討対象地域の価値を再確認している⁽⁶⁾。

しかしながら、富士山は、前述した文化財保護審議会世界遺産条約特別委員会(2000年)での付帯意見もあったことから、以後一転して世界文化遺産登録を目指すこととなる。

2003年検討会において、富士山が日本全体の中での価値ある19地点中に選ばれたことは間違いのないし、その検討結果が記すように保全・管理の努力も継続すれば、いずれは世界自然遺産登録への道も開けたらう。あるいは、ニュージーランドのトンガリロ火山のように世界複合遺産を目指す道もあったと思われる。

それなのに自然遺産登録をあっさり諦め、文化遺産に向けて極端に舵を転じたことには大きな疑問を禁じ得ない。2005年になると富士山の文化遺産指定をめざす県・民間の動きが本格化し、2013年6月のユネスコ世界遺産委員会において富士山が世界文化遺産リストに入ることが決定したのは周知の通りである。

3 遺産登録基準と「落選」の理由

「世界遺産条約履行のための作業指針」⁽⁷⁾(図1)によれば、世界遺産リストへの記載を申請する候補地は、10の基準(文化遺産に対する6項目と自

然遺産に対する4項目)のひとつまたは複数に合致すると認められた時に、世界遺産条約の目的にかなう傑出した普遍的価値(Outstanding Universal Value)があると判断される(表3)。加えて、候補地は「完全性(integrity)」(後述)と「真正性(authenticity)」(文化遺産・複合遺産のみ)の条件を満たすとともに、資産を確実に守るための適切な保護管理体制を持たなければならない(2013年版⁽⁷⁾の第78節、2002年版⁽⁸⁾の第44節)。また、以上の登録基準に直接かかわることの他に、類似した既登録遺産と比較した上での価値証明を義務づける条項(2002年版の第8節、2013年版の第132節)がある。

2003年検討会において富士山の推薦が不利と考えられた理由は、

- (1) 火山地形としての多様な火山タイプを包含していない、
- (2) 山麓周辺の人為改変が進んでいる、
- (3) ゴミ・し尿問題等を含む保護管理体制が未整備、の3点で自然遺産としての「完全性」を欠いていることと、
- (4) すでに他国で大型の成層火山や溶岩洞窟が自然遺産指定を受けていること

の4つにまとめられる。このことは、この検討会第4回の資料4「詳細検討対象地域総括表」ならびに資料5「詳細検討対象地域の個票(案)」の富士山の項から読みとることができる(表4)。

しかしながら、2003年検討会の資料や議事録をみる限り、上記理由(1)は火山学的に納得しかねることである。富士山は成層火山としては異例なほ

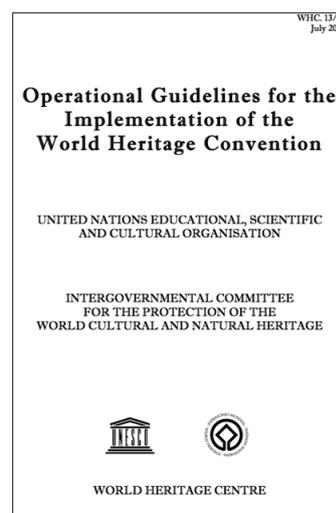


図1 世界遺産の登録基準を述べた「世界遺産条約履行のための作業指針」⁽⁷⁾の表紙

<p>44. A natural heritage property - as defined above - which is submitted for inclusion in the World Heritage List will be considered to be of outstanding universal value for the purposes of the Convention when the Committee finds that it meets one or more of the following criteria and fulfills the conditions of integrity set out below. Sites nominated should therefore:</p> <p>世界遺産リストへの記載を申請する自然遺産候補（定義は先に述べた）は、以下に述べる基準のひとつまたは複数に合致するとともに、下記の「完全性」の条件を満たしていると世界遺産委員会が認めた時に、世界遺産条約の目的にかなう傑出した普遍的価値があると判断される。すなわち遺産候補地は、</p> <p>(a)(i) be outstanding examples representing major stages of earth's history, including the record of life, significant on-going geological processes in the development of land forms, or significant geomorphic or physiographic features; (2013年版の基準 (viii) と同文) 生物活動の記録、自然景観の形成過程として進行中の重要な地質学的プロセス、あるいは重要な地形学的・自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する傑出した事例であること。</p> <p>or (a)(ii) be outstanding examples representing significant on-going ecological and biological processes in the evolution and development of terrestrial, fresh water, coastal and marine ecosystems and communities of plants and animals; (2013年版の基準 (ix) と同文) あるいは陸上、淡水、海岸、海中の生態システムと植物・動物界の進化・発達の中で進行中の、重要な生態学ならびに生物学的プロセスを代表する傑出した事例であること。</p> <p>or (a)(iii) contain superlative natural phenomena or areas of exceptional natural beauty and aesthetic importance; (2013年版の基準 (vii) と同文) あるいは最高の自然現象または並外れた自然の美しさと美的重要性を含むこと。</p> <p>or (a)(iv) contain the most important and significant natural habitats for in-situ conservation of biological diversity, including those containing threatened species of Outstanding Universal Value from the point of view of science or conservation. (2013年版の基準 (x) と同文) あるいは科学的または保護の視点で傑出した普遍的価値をもつ絶滅危機種を含んだ生物多様性の保存地として最も重要かつ有意義な生息地・自生地を擁すること。</p> <p>and (b) also fulfil the following conditions of integrity: 以上に加え、以下に述べる「完全性」の状況を満たすべきである。</p> <p>(b)(i) The sites described in 44(a)(i) should contain all or most of the key interrelated and interdependent elements in their natural relationships; for example, an "ice age" area should include the snow field, the glacier itself and samples of cutting patterns, deposition and colonization (e.g. striations, moraines, pioneer stages of plant succession, etc.); in the case of volcanoes, the magmatic series should be complete and all or most of the varieties of effusive rocks and types of eruptions be represented. (上記の) 基準 44(a)(i) 項に述べられた候補地は、自然の中で相互に関係し依存する全部もしくは大部分の鍵となる要素を含むべきである。たとえば、氷期の特徴をよく残す地域においては、積雪域や氷河そのもののほか、関連した浸食・堆積・生物相変化（たとえば、条線、モレーン、間氷期の植生進出の初期相など）の例を含むべきである。火山の場合は、一連の火山作用が網羅され、各種の噴出物や噴火様式の全部もしくは大部分が揃っているべきである。</p> <p>(b)(ii)-(x) (省略)</p>

表3 世界自然遺産の登録基準を示した「世界遺産条約履行のための作業指針」(2002年版)の第44節⁽⁶⁾。日本語訳と下線は筆者による。このうちの(a)(i)～(iv)項と(b)(i)項については、2013年版⁽⁷⁾の第77節と第93節に、それぞれほぼ同じ記述がある。

<p>1. クライテリアに照らした評価の可能性 (★は価値基準に関する完全性の条件に係る評価)</p> <p>(i) 地形・地質 ○3000 mを超える単独峰の成層火山と多様な溶岩地形が見られる。 ●山麓部(1～3合目)は人為的改変が進んでいる。 ★火山地形としての多様な火山タイプを含んでいない。</p> <p>(ii) 生態系 ○溶岩洞窟に生息する特殊な洞窟動物が見られる。 ●山麓部(1～3合目)は人為的改変が進んでいる。 ★山麓周辺の人為改変が進み、溶岩洞窟の重要な要素が失われている可能性がある。</p> <p>(iii) 自然景観 ○独立峰として日本随一の美的景観を有している。 ★美的景観を有している。</p> <p>(iv) 生物多様性 (この欄の記載なし)</p> <p>2. 国内外の既登録地等との比較</p> <p>●大規模な成層火山としては、キリマンジャロ国立公園(タンザニア・既登録地)で代表されている。 ●溶岩洞窟はハワイ火山国立公園(アメリカ・既登録地)などでも見られる。 ●グマン・ムル国立公園(マレーシア・既登録地)ではコウモリ28種、真洞穴性動物200種以上が知られ、その殆どが固有種となっている。</p> <p>3. 完全性の条件に関する評価(管理計画・保護担保措置)</p> <p>●国立公園と天然記念物が指定されているが、厳しい規制がかかる区域は5合目以上など限定されている。 ●ゴミ・尿尿問題等を含む保全管理体制の確立が必要。 ●溶岩洞窟は主に山麓部に位置しており、国立公園の規制がかかる対象は一部にすぎない。</p>

表4 2003年検討会第4回資料4の「詳細検討対象地域総括表」に記された富士山の評価。○は「その欄の評価に関して有利に働くと思われる事実」、●は「その欄の評価に関して不利に働くと思われる事実」。

ど噴火様式や噴火規模の多様性に富み、数多くの側火山にいろどられ、複雑な地形と堆積物を産んできた火山であることは、火山学の常識と言ってよからである。また、理由(4)を厳格に解せば、成層火山は早いもの勝ちで1火山しか指定できなくなってしまうかねない。

前述の「世界遺産条約履行のための作業指針」⁽⁷⁾の第88節によれば、自然遺産の「完全性」は、

a) 傑出した普遍的価値を表すために必要なすべての要素を含むかどうか、

b) 適切な広さがあるかどうか、

c) 開発や放置などによる悪影響の有無、

の3つによって評価することになっている(表5)。つまり、富士山の傑出した普遍的価値を証明する要素が揃っていればよいのであり、決して「火山地形としての多様な火山タイプを包含する」ことが要求されているわけではない。

88. Integrity is a measure of the wholeness and intactness of the natural and/or cultural heritage and its attributes. Examining the conditions of integrity, therefore requires assessing the extent to which the property: 「完全性」は、自然遺産・文化遺産（あるいは両方）ならびにその属性の完備と保全の指標である。それゆえ「完全性」の条件を調べるにあたっては、以下の事項に関する構成資産の程度を評価する必要がある。すなわち、
a) includes all elements necessary to express its Outstanding Universal Value; その傑出した普遍的価値を表すために必要なすべての要素を含むこと
b) is of adequate size to ensure the complete representation of the features and processes which convey the property's significance; 構成資産の意義を伝える特徴とプロセスの完璧な表現を保証するための適切な広さをもつこと
c) suffers from adverse effects of development and/or neglect. 開発や放置（あるいは両方）による不利な影響

表5 「世界遺産条約の実施ガイドライン」(2013年版)⁽⁷⁾の第88節。「完全性」の定義が述べられている(日本語訳は筆者)。

なお、この第88節は2003年検討会開催時の「世界遺産条約履行のための作業指針」(2002年版)⁽⁸⁾には無く、自然遺産の「完全性」の定義は自然遺産の登録基準を示した第44節の(b)(i)項に詳説されている(表3)。そこには、「(候補地は)自然の中で相互に関係し依存する全部もしくは大部分の鍵となる要素を含むべきである。たとえば、氷期の特徴をよく残す地域においては、積雪域や氷河そのもののほか、関連した浸食・堆積・生物相変化(たとえば、条線、モレーン、間氷期の植生進出の初期相など)の例を含むべきである。火山の場合は、一連の火山作用が網羅され、各種の噴出物や噴火様式の全部もしくは大部分が出揃っているべきである」(筆者訳)とある。直前に氷期の場合が挙げられているので、やや難解な火山の場合の真意も理解しやすい。つまり、ある世界遺産の「売り」を火山作用が産んだ景観とするならば、その一連かつ多様な産物のすべてがセットとしてよく保存されていることが世界遺産の「完全性」であると述べられている。これが成層火山であれば、成層火山としての一連かつ多様な産物のすべてがセットとしてよく保存されていれば、その「完全性」が保証されることになる。一方で、開発などによって、例えば火山麓にあるべき溶岩流の縁辺相や重要な特徴が失われたら、それは「完全性」の欠如にあたる。

ところが、この火山の場合を挙げた一節は、2003年検討会の資料(第1回と第4回の参考資料2)では、

「火山の場合はそのマグマ固化過程が完了し、各種の噴出岩と噴火のタイプの全部もしくは大部分が代表されているべきである」

と訳されている。この記述は、意味がよく理解できないゆえに、誤解・曲解を招きやすい。前半部分は、おそらく「complete」(揃っている、網羅されている)を「completed」(完了した)と見誤ったための誤訳であろう。後半部分の「magmatic series」は「マグマ固化過程」と訳すのは不適切であり、文脈や氷期の場合との比較から考えれば、火山作用とほぼ同じ意味の、火山活動全般を指すとみるべきである。マグマはその定義上、地下にある溶融状態の岩石を指すので、「マグマ固化過程」という訳では地表での溶岩の冷却・固化が含まれなくなってしまう。

この不適切な翻訳をもとに火山の場合の「完全性」の意味が誤解されたまま富士山が評価され、「火山地形としての多様な火山タイプを包含していない」(表6)となってしまったのであろう。2003年検討会の委員に火山・地質学者が不在であったため、第44節(b)(i)項の真意が見抜けなかったのかもしれない(表7)。

「火山の場合はそのマグマ固化過程が完了し」では、未だ固化していないマグマだまりをもつ火山は「完全性」の条件を満たさないことになるが、現実にはハワイやエオリエ諸島の活火山も遺産登録を果たしている(表8)。また、「各種の噴出岩と噴火のタイプの全部もしくは大部分が代表されているべきである」という不適切な訳を真に受けてしまえば、ひとつの成層火山体の中での多様性とどまる富士山にとっては著しく不利な条件となってしまう。

しかしながら、先に述べたように、この部分の適切な訳は「一連の火山プロセスが網羅され、各種の噴出物や噴火様式の全部もしくは大部分が出揃っているべきである」であり、成層火山の場合は成層火山としての一連かつ多様な産物のすべてがセットとしてよく保存されていれば、その「完全性」が保証されることになる。現に、富士山と似たイタリアのエトナ火山(成層火山)が、皮肉にも富士山の文化遺産登録と同じ2013年6月に自然遺産に登録されたほか、ハワイの火山と同種の楯状火山である済州島(韓国)も2007年に自然遺産に登録されている(表8)。

2003年検討会が開催された時点で、すでに4つの成層火山が世界遺産登録を受けていたが、キリマンジャロ以外のトンガリロ、カムチャツカ火山群、エオリエ諸島は単一の成層火山ではなく、成層火山の集合体(カムチャツカ火山群の一部はカルデラ火山)であるがゆえに多様性も高い。このため、富士

山が単一の成層火山であることを過剰に意識した理由（4）が生まれ、富士山の評価を下げてしまった可能性も指摘できるだろう。

5. 完全性の条件に関する評価
(i) 火山地形としての多様な火山タイプを包含していない。 (ii) 山麓周辺の人為改変が進み、溶岩洞窟の重要な要素が失われている可能性がある。 (iii) 美的景観を有している。 (v) (vi) 当地域に係る以下の保護区は保護管理計画を有し、立法上または制度上等の保護を受けている。しかし、住宅地や車道などの人工物、多くの訪問者など人為改変度の高い地域を含み、ゴミ・尿処理問題等の課題がある。

表6 富士山の「完全性」に対する評価（2003年検討会第4回資料5抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・岩槻邦男（座長）：放送大学教授（植物分類） ・上野俊一：国立科学博物館名誉研究員（動物分類） ・大沢雅彦：東京大学教授（植物生態） ・小泉武栄：東京学芸大学教授（自然地理） ・土屋 誠：琉球大学教授（海洋生物） ・三浦慎悟：森林総合研究所東北支所地域研究官（哺乳類生態） ・吉田正人：日本自然保護協会常務理事 / IUCN 日本委員会事務局長（自然保護制度）
--

表7 2003年検討会の学識委員とその専攻分野（3）

イエローストーン（1978年）	カルデラ火山
ハワイ火山（1987年）	楯状火山群
キリマンジャロ（1987年）	成層火山
トンガリロ（1990年）	成層火山群
カムチャツカ火山群（1996年）	主として成層火山群
エオリエ諸島（2000年）	成層火山群
済州火山島と溶岩洞窟群（2007年）	楯状火山
スルツエイ（2008年）	タフリングとスコリア丘
エトナ（2013年）	成層火山
富士山（2013年）	成層火山

表8 これまで世界遺産となった火山とその登録年（複合遺産のトンガリロと、文化遺産の富士山以外は全て自然遺産）。火山の種類も付記した。

なお、最終候補地を3つに絞った2003年検討会第4回では、富士山の評価に対して次のような事務局説明と座長総括がなされており（下線は筆者）、事務局案に対する異論はほとんど出されていない。ここまでの推論の妥当性に関する補足情報として、以下にそれらを挙げておく。

事務局説明「富士山につきましては、地形・地質としては3000mを超える単独峰としての成層火山、それから裾野部に広がる多様な溶岩地形が高く評価されるところでございますが、これにつきましては、前回の検討会でご議論いただいたように、山麓部については人為的改変が進んでいるのではないかとい

うこと、クライテリアに照らしましても、火山について特別に記述がございまして、さまざまなタイプの火山を含んでいるというのが完全性の条件として明確に記載されていますので、これを超えることができるのかどうかというのは1つの議論のポイントかと思います。生態系につきましては、これまでの検討会で、5合目以上は見ることがないといったようなご意見も出ていましたが、むしろ裾野部に広がる山麓部の溶岩地形に築く生物相が特徴になるかかと思えます。ただ、ここのところは前回の議論のとおり人為的改変が進んでいて、もう既に価値が失われているというような評価が出されていたかかと思えます。自然景観の面では、我が国としては世界に誇る景観であるということで、完全性も高いと考えられるかと思えます。ただ、ご承知のとおりiii番の自然景観のみでは推薦に至れないという問題があるかかと思えます。国内外の既登録地等との比較は、ここに書いてあるような成層火山のところが幾つもございますので、こういった火山性の地域との比較ということなので、果たしてどこまで優位性が言えるかということは課題になるかかと思えます。完全性の管理計画ですとか保護担保措置につきましては、繰り返しております5合目以上は保護は担保されているけれども、それ以下をどう考えるか。また、一般にいろいろ指摘されていますとおり、ゴミとかし尿処理問題といったような保全管理体制は、推薦に際しては明らかに指摘されるポイントですので、この辺が片づかないと、今後のステップに踏み出せるかどうかというのはなかなか大きな問題かかと思えます」

座長総括「富士山は、私も最も畏敬する自然で、自然としてすぐれている場所であるということに、恐らく皆さんも反対される方はないかと思えますが、今、自然遺産として推せるかかといいますが、特に生物相が豊かな山麓地帯などの保護担保が十分できていないというのは、残念ながら認めざるを得ない。」

4 自然の価値と不当な貶め

富士山は、玄武岩質火山としては稀な火砕流を多発したり、1707年宝永噴火のような爆発的大規模噴火を起こす一方で、大量の溶岩を流すこともあり、噴火回数や側火山の多さから見ても、きわめて多様な地形と地質をもつ⁽⁹⁾。また、プレート三重会合点でもある本州弧と伊豆小笠原弧の衝突帯上に成長し、側火山の多さや、成層火山としては異例に高い長期的マグマ噴出率⁽¹⁰⁾から見ても、地球上の特異点と言ってよい。

こうした火山学上の知見・常識が、2003年検討会で十分議論された形跡はないが、検討会資料の富士山の個票には「地球上に2つとない地学的位置を占めている」との高い評価が書かれている(表9)。さらに、検討会の委員から、富士山麓の森林や溶岩洞窟の生物学的価値の高さに関する指摘もなされている(表10)。

つまり、富士山は、「世界遺産条約履行のための作業指針」(2002年版)第44節に示された自然遺産登録基準の(a)(i)~(iv)項(表3)、すなわち「(遺産候補地は)生物活動の記録、自然景観の形成過程として進行中の重要な地質学的プロセス、あるいは重要な地形学的・自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する傑出した事例であること」

「あるいは陸上、淡水、海岸、海中の生態システムと植物・動物界の進化・発達の中で進行中の、重要な生態学ならびに生物学的プロセスを代表する傑出した事例であること」

「あるいは最高の自然現象または並外れた自然の美しさと美的重要性を含むこと」

「あるいは科学的または保護の視点で傑出した普遍的価値をもつ絶滅危機種を含んだ生物多様性の保存地として最も重要かつ有意義な生息地・自生地を擁すること」

のすべてに何かしらの合致点をもつと言えよう。

(1) 地形・地質

富士山はフィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北アメリカプレートの衝突境界及び火山フロントの交点上に位置しており、地球上に2つとない地学的位置を占めている。富士山は北側の標高2,300mの小御岳火山と南側の標高2,600m程度古富士火山を覆って新富士火山が噴火して作り上げられた単独峰の成層火山である。単独で1,000mを越えることが稀といわれる成層火山として、山頂部剣ヶ峰の海拔高度は3,776mと、その標高は並外れている。また、富士山を形成した溶岩の粘性に起因して山頂から四方へ美しく裳裾をひいている。富士山が噴出した孔の多い溶岩やがさがの火山砂礫に雨や雪解け水が浸透し、湧水となって山麓に現れる。山麓には流動性の大きい玄武岩質の溶岩流により形成された溶岩トンネルや溶岩洞窟が数多く発達しており、また森林に流れこんだ溶岩により溶岩樹型が形成されている。日本で見つかった溶岩洞の85%が富士山の周辺地域にある。

表9 富士山の自然の概要(2003年検討会第4回資料5抜粋。下線は筆者)

以上述べてきたように、2003年検討会では、まず日本全体から特に価値の高い19地域が選定され、その中には富士山も含まれていた。最終的に3地域に絞られたとはいえ、それは向こう5年間に限っての話であったし、自然遺産としての富士山の価値を

上野委員「私は全然違う観点から富士山を推したいと思うのですが。富士山というのは、確かに新しい火山ですし、高山性の植物もほとんど特産種はないはずですし、動物も特産種は大きなものではありません。だけど、全然別の見方をすると、わずか1000年足らずの間に青木ヶ原の大森林ができたというふうなところは、世界的に見てもあまりないと思います。非常に開発が進んでいうというマイナス面はあると思いますが、景観から言えば、まず問題はない。純林というものはないにしても、新しい大森林ができてきているという非常に象徴的な場所だ。また、溶岩の洞窟がたくさんあって、これが世界の洞窟生物学をひっくり返すほど大きな役割を果たしたというふうなこともありますので、富士山というのは考慮に置いていいのではないかと思います。」(検討会第2回議事録)

表10 富士山麓の森林と溶岩洞窟の価値の高さについての2003年検討会での指摘。

十分認めた上でのことであった。最終候補3地点から洩れた16地点中の半数8地点が、のちにジオパークまたはユネスコエコパークの認定を受けていることから(表2)、19地点のいずれも高い価値を持っていたことがわかる。

前節で述べたように、「火山地形としての多様な火山タイプを包含していない」という富士山への低評価は、不適切な訳にもとづいた不当な評価ではあったが、保護・管理面を改善していけば、将来的に世界自然遺産や、あるいは文化的価値も認めた世界複合資産として富士山が認定される可能性も十分あっただろう。

しかしながら、こうした経緯や実情を十分理解せずに、2003年検討会の結果に誤解や勝手な解釈を加えた上で、自然遺産としての富士山の価値を不当に貶めている書籍やWebサイトが多数ある現状は嘆かわしい。

その中で最も象徴的なものは、地元静岡県富士宮市の富士山世界遺産課のWebページであろう(図2)。このページの世界遺産「富士山」と題する項には、「1)「富士山」はなぜ『自然遺産』ではないの?」との見出しの下に表11の記述がある。



図2 富士宮市富士山世界遺産課のWebページ

「富士山」はなぜ『自然遺産』ではないの？ 富士山を世界遺産に考えると、普通は「自然遺産」だと思 うはずですが。しかし富士山は「自然遺産」として国内の候補 地としても入ることが出来ませんでした。それは、世界遺産 委員会が定める評価基準（i～x）に「自然遺産」として適 合することが出来なかったからです。適合出来なかった主な 理由を以下のようにまとめました。
☑理由1) 既登録地との比較 既に登録されている世界遺産と比較してみると、円錐形の 独立峰の山は世界にいくつか存在している。 複合遺産)「トンガリロ国立公園内の山」(ニュージーランド) など
☑理由2) 多様な火山タイプを含んでいない 富士山は「成層火山」である。火山としても既にもっと激 しい活火山活動の山が登録されている。 自然遺産)「ハワイ火山国立公園」(アメリカ合衆国) など
☑理由3) 利用されすぎによる改変 「自然遺産」は自然の雄大さがそのままの状態を保たれて いることが重要である。しかし現在の富士山は、我々人間に よって利用されすぎてしまい、本来の自然が残っているとは いえない状況にある。
☑理由4) ごみ・し尿処理などの問題 富士山は長年、ごみの不法投棄や産業廃棄物の場所として 活用されてきてしまったり、登山道のトイレ整備が確立され ていなかったりと管理体制の確立が必要である。」

表 11 富士宮市富士山世界遺産課の Web ページ上の記述
(抜粋)

まず冒頭の「富士山を世界遺産に考えると、普通は「自然遺産」だと思はざるはず」という文は、自然の価値が高いと思われていることが誤りだと主張するための導入となっている。富士山が文化遺産となったことの正当性を支持したいがための問題設定であろうが、そもそも富士山の価値はそうした二者択一的なものではない。

それに続く「富士山は「自然遺産」として国内の候補地としても入ることが出来ませんでした」という断定的な表現も問題である。すでに述べてきたように、2003年検討会では、富士山を詳細検討すべき19地域の候補地に含め、その中で向こう5年以内に推薦可能性のある3地域を抽出したに過ぎない。

次の「世界遺産委員会が定める評価基準（i～x）に「自然遺産」として適合することが出来なかったからです」も不適切である。前節冒頭で述べたように、2013年版の評価基準のうち（i）～（vi）の6つが文化遺産、（vii）～（x）の4つが自然遺産に対するものだから、基準（i）～（vi）に自然遺産として適合しないのは当たり前である。「10項目もある基準のいずれにも富士山は当てはまらないのだ」などの誤解を読者に与えかねない。

上の記述に続いて、「適合出来なかった主な理由を以下のようにまとめました」として、最初に「理

由1) 既登録地との比較」を挙げている点も不適切である。既登録地との比較は登録基準そのものではなく、類似した既登録遺産と比較した上での価値証明を義務づけている第8節（2002年版）に対する評価に過ぎない。

理由2)～4)の3つは登録基準の評価に関するものであるが、理由2)「多様な火山タイプを含んでいない」が富士山に対する不当な評価であることは、前節で述べた通りである。また、理由2)の補足記述に「富士山は「成層火山」である」と書きながら、次に「既にもっと激しい活火山活動の山が登録されている」などとして楯状火山のハワイを例として挙げているのは筋が通らない。

また、理由3)の補足記述に「現在の富士山は、我々人間によって利用されすぎてしまい、本来の自然が残っているとはいえない状況にある」とあるのは言い過ぎである。2003年検討会の結論は「山麓周辺の人為改変が進み、溶岩洞窟の重要な要素が失われている可能性がある」であり、話を山麓周辺に限定し、しかも断定はしていない。

以上のことから、富士宮市富士山世界遺産課の Web ページの記述は、富士山の自然遺産としての価値を不当に貶めていると言える。おそらく文化遺産としての価値を普及したいがゆえに、自然遺産としての価値を貶めるという二者択一的論法をとったのだろうが、世界遺産の登録基準や、2003年検討会での議論に対する理解不足が露呈している。富士山の地元自治体が、このような文章を公開することを恥じてほしい。

しかしながら、こうした無理解は富士宮市に限らない。さまざまな書籍や解説文に、類似した記述が多数書かれている。いくつか例を挙げると、「いくら富士山が何万年もかけて生成された美しいコニーデ型の火山だといっても、この種の火山はいくつも存在しているのですから、世界遺産になるのは非常に難しいといえるのです」⁽¹¹⁾、

「2003年5月、富士山は自然遺産としての登録は難しいということが明らかになった。環境省と林野庁が共同で設置した学識経験者の集まりである「世界自然遺産候補地に関する検討会」が、富士山は候補地として適切でないと判断したからだ」⁽¹²⁾

「2003年、日本国内での世界遺産候補から外されたのである。その理由を整理すれば、

- ①富士山のようなコニーデ型火山（円錐形）の独立峰は世界に複数ある
- ②富士山は成層火山であるが、とりたてて珍しいものとはいえない
- ③富士山は人間の手によって改変されており、自然

の雄大さが損なわれた

④富士山にはゴミ問題などもある

となる。環境省の人からかつてこう聞いた。「簡単にいうと、富士山は自然としては世界的な価値はないということです」つまり富士山は、日本人にとっては特別な山だが、世界自然遺産とはなりえない、という引導を渡されてしまったのだ⁽¹³⁾、

「この「ごみの山、富士山は世界遺産になれない」という報道は、実は正しくない（中略）富士山は、生物学的に貴重な動植物が多数棲息しているとは言えず、また世界規模で地質学的重要性があるとも言いきれない。独立峰なので美しく裾野を引く姿は印象に残るが、世界に目を向ければ、同様の独立峰は多数ある（中略）ごみがあるうがなかりが、少なくとも自然遺産としての登録基準を満たしていなかったと考えてよいだろう⁽¹⁴⁾、などである。

なお、最後の「ごみがあるうがなかりが…」という記述は誤りである。ごみが大量にあれば当然保護・管理面の問題から遺産の「完全性」が失われるので、登録基準を満たさない（表4）。また、文献(13)は富士山が「いってみれば”富士山は若すぎた”」として富士山の形成年代も問題視しているが、年代を誤って10倍若くとらえている。そもそも形成年代に関する規定は自然遺産の登録基準のどこにも書かれてないし、自然物はお寺や仏像のように古いほど単純に価値があるというわけではない。さらに、文献(11)と(13)は富士山を「コニーデ型火山」としているが、「コニーデ」は最近の火山学でも地理学でも使用されていない「死語」であり、1956年版以降の理科年表から姿を消している⁽¹⁵⁾。

5 ジオパークとしての富士山

そもそも第3節に挙げた2003年検討会での富士山「落選」の理由(2)「山麓周辺の人為改変が進んでいる」と(3)「ゴミ・し尿問題等を含む保護管理体制が未整備」は、裏を返せば富士山麓の貴重な自然が人為改変によって失われつつあることを意味している。2003年検討会で自然遺産としての価値が認められつつも、保護・管理体制の不備が問われて最終候補地に選ばれなかった経緯を受け、その問題解決を図りながら、粘り強く自然遺産や複合遺産の登録を目指すのが本来あるべき姿だったろう。

しかしながら、早く登録を勝ち取りたいがゆえに自然保護・管理の道を捨て、文化遺産登録への方針転換を安易にしまったように筆者には思われる。そのための方便として2003年検討会の結果を

曲解し、詳細検討の19地域に選定されていたことや、向こう5年間に限った最終候補3地域の選定だったことに一切触れず、富士山には自然遺産登録の可能性がないから文化遺産を目指したのだという強引な言説がまかり通っている。

文化遺産であっても登山道周辺や青木ヶ原樹海などの広い範囲が面的に資産とされたため、結果的には富士山の自然の一部は保護されることになる。信仰の対象となった溶岩樹型や、多くの巡礼者が訪れた湖沼・滝などの自然の造形も山麓地域の資産として含まれている。

しかしながら、これらの自然物には、時間の流れとともに徐々に位置や姿を変えていくものもある。したがって、その保全計画は、構成資産の成り立ちや将来象を十分見越したものでなければならない。たとえば、白糸の滝を含む周辺の5つの滝は、活断層の活動にともなう地盤の隆起によって育まれたと考えられる⁽⁹⁾⁽¹⁶⁾。滝の岩盤は地震や大雨で時おり崩落するからこそ、新鮮な美しさを保つことができる。また、崩落のたびに滝は上流へと少しずつ後退し、その場所を移動させていく。滝は生きた自然なのだ。

こうした自然の絶妙なバランスの上に成立した、奇跡とも言える造形を保全するためには、滝というスポットだけを守る発想では無理がある。滝を成立させた自然のプロセスを深く理解し、将来を精密に予測した上で、5つの滝を含むエリア全体を保全対象とする必要がある。さらには、そうした自然の驚異を丁寧に解説し、その価値の理解と保護意識を広めることも必須であろう。しかし、残念ながら現在の保全計画⁽¹⁷⁾は、滝の誕生と進化に関する自然のプロセスを十分考えているようには見えないし、滝周辺のエリア全体を保全する発想に乏しい。

こうした事例を見るにつけ、世界文化遺産の登録をきっかけにした集客能力の向上や、富士山の眺望確保しか視野にない山麓開発が、貴重な自然の造形や風景を壊していくのではないかと危機感をつよく覚える。自然保護の意識と方策を高めた上で、複合遺産としての登録やジオパークの認定を目指してほしいと切に願う。

ジオパークは、大地の生んだ自然の事物や風景のみならず、それらに源を発する地域社会の歴史や文化を保全・活用して地域振興に活かしていく取り組みである⁽¹⁸⁾。つまり、世界遺産とは異なり、保全だけでなく活用（持続可能な開発を含む）の視点が入る。すでに多くの人々の暮らす富士山麓では、自然遺産よりも受け入れやすいものとなるだろう。

ユネスコが支援する世界ジオパークネットワーク

(GGN) という組織の審査によって、2013 年度末時点で 29 ヶ国 100 地域が「世界ジオパーク」として認定されている⁽¹⁹⁾。その前段階として、日本ジオパーク委員会によって「日本ジオパーク」の審査・認定がおこなわれる⁽²⁰⁾。この認定を受けた地域が、現時点で国内に 27 地域ある。そのうちの 6 地域(島原半島、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、室戸、隠岐)が、すでに世界ジオパークとしての認定も受けており、富士山周辺では伊豆半島と箱根が日本ジオパーク認定を受けている⁽²¹⁾。

6 まとめ

本論は、富士山の世界遺産登録運動が当初の自然遺産から文化遺産に転換するきっかけとなった 2003 年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」の資料、ならび世界遺産の登録基準を述べた「世界遺産条約履行のための作業指針」に立ち返り、富士山が最終候補から「落選」した経緯を整理・再評価することを通じて、自然遺産としての富士山の価値を再考し、今後あるべき方向性を考察した。

2003 年検討会での議論と絞りこみ作業の結果、世界自然遺産候補地として詳細検討の対象に選定されたのは富士山を含む 19 地域であった。しかしながら、1 国からの推薦件数が 2 件に制限されようとしていたことを鑑みて、知床・小笠原諸島・琉球諸島の 3 地域が、向こう 5 年以内に世界遺産の登録基準に合致する可能性が高い地域として選定された。最終候補以外の 16 地域の価値が否定されたわけではないし、その中から次の候補が選ばれる流れもできていた。富士山の保護・管理の問題解決を図りながら、粘り強く自然遺産や複合遺産の登録を目指すのが、本来あるべき姿だったと言える。また、「火山地形としての多様な火山タイプを包含していない」という富士山への低評価は、世界遺産の登録基準を十分理解しないまま下された不当な評価だったこともわかった。

しかしながら、こうした経緯や実情を十分理解せずに、自然遺産としての富士山の価値を不当に貶めている文献が多数ある。それらは、上記検討会で富士山が詳細検討の 19 地域に選定されていたことや、向こう 5 年間に限っての最終候補 3 地域の選定だったことに一切触れず、富士山には自然遺産登録の可能性がないから文化遺産を目指したのだという強引な言説を展開している。

現在の富士山における文化遺産の保全計画は、自然のプロセスを十分考えたり、エリア全体を保全する発想に乏しいため、富士山の自然は危機にさらさ

れている。自然保護の意識と方策を高めた上で、複合遺産としての登録やジオパークの認定を目指すべきである。

謝辞: 2003 年検討会委員のひとり小泉武栄さんには本稿を読んで頂き、改善に役立つ貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝します。

引用文献

- (1) 静岡地理教育研究会 (編): 「富士山 世界遺産への道—山麓に生きる人々の姿を追って」, 古今書院, 242p, 2000
- (2) 佐野亮: 「富士山の世界遺産登録への取り組みにおける自然遺産としての価値評価の意義」, 地球環境, vol.13, pp.51-60, 2008
- (3) 世界自然遺産候補地に関する検討会
<http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/>
- (4) 2003 年 2 月 21 日環境省報道発表資料「世界自然遺産候補地に関する検討会について」
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=3947>
- (5) 2003 年 5 月 26 日環境省報道発表資料「世界自然遺産候補地に関する検討会について」
http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/030526/mat_00.pdf
- (6) 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会まとめ
<http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/conf02/r02.pdf>
- (7) UNESCO Intergovernmental Committee for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage: 「Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention」, 165p, 2013
- (8) UNESCO Intergovernmental Committee for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage: 「Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention」, 39p, 2002
- (9) 小山真人: 「富士山—大自然への道案内」, 岩波新書, 222p, 2013
- (10) 小屋口剛博: 「噴火の規模と発生頻度を決定する要因」, 火山の事典第 2 版 (下鶴大輔・荒牧重雄・井田喜明・中田節也編), pp.109-111, 2008
- (11) 小田全宏: 「富士山が世界遺産になる日」, PHP 研究所, 289p, 2006
- (12) 近藤誠一: 「FUJISAN 世界遺産への道」, 毎日新聞社, 254p, 2014
- (13) 野口健: 「世界遺産にされて富士山は泣いている」, PHP 研究所, 232p, 2014
- (14) 佐滝剛弘: 「『世界遺産』の真実—過剰な期待, 大いなる誤解」, 祥伝社, 292p, 2009
- (15) 藤井敏嗣: 「その他の火山の質問に対する回答」, 公開講座テキスト「火山学者 Q&A in 熊本—火山学者に直接聞いてみよう」, NPO 法人日本火山学会, pp.60, 2006
- (16) 小山真人: 「富士山をよむ」, 科学, vol.84, no.1, pp.46-47, 2014
- (17) 富士宮市: 「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画 (概要版)」 <http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/isan/PDF/siraito-seibigaiyou.pdf>
- (18) 世界のジオパーク編集委員会・日本ジオパークネットワーク JGN: 「世界のジオパーク」, オーム社, 193p, 2010
- (19) 世界ジオパークネットワーク
<http://www.globalgeopark.org/index.htm>
- (20) 日本ジオパーク委員会 <https://www.gsj.jp/jgc/>
- (21) 日本ジオパークネットワーク <http://www.geopark.jp>